

役員等の報酬規程

社会福祉法人 生愛福祉事業団

社会福祉法人 生愛福祉事業団

役員等の報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人生愛福祉事業団 定款8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員（以下「役員等」という。）に対する報酬の支給について、必要な事項を定めることを目的とする。

(報酬を支給する役員等の範囲)

第2条 報酬を支給する役員等は、次のとおりとする。

- (1) 理事長
- (2) 理事（施設長である理事を除く）
- (3) 監事
- (4) 評議員

(理事会及び評議員会の出席報酬)

第3条 理事長及び役員等が理事会及び評議員会に出席したときは、別表1により報酬を支払うことができる。

ただし、評議員は定款第8条で定める総額の範囲で支払うものとする。

(役員等の業務報酬)

第4条 理事長及び役員等が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。

2 役員等が前項の業務を遂行したときは、勤怠表等に勤務時間を記録として残すものとする。

(役員等の出張旅費)

第5条 役員等が法人及び施設の運営のため出張する場合は、別表3により報酬及び旅費等を支給することができる。

2 旅費については生愛福祉事業団旅費規程により支給する。

(改正)

第6条 本規程の改正は、評議員会の承認を得て施行する。

附 則

この規程は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

別表

別表1(第3条関係)

区 分	理 事 長	理 事・監 事	評 議 員
理事会出席報酬	5,000円	5,000円	5,000円
評議員会出席報酬	5,000円	5,000円	5,000円

別表2(第4条関係)

区 分	理 事 長	理 事・監 事	評 議 員
時 給	5,000円	5,000円	5,000円

別表3(第5条関係)

区 分	理 事 長	理 事・監 事	評 議 員
3時間以上出席 した場合の日額	10,000円	10,000円	10,000円
3時間未満出席 した場合の日額	5,000円	5,000円	5,000円
交 通 費	社会福祉法人生愛福祉事業団旅費規程による		